

北海道日高振興局告示第40号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第954号)第5条第1項の小型機船底びき網漁業(日高振興局管内沖合海域)につき、北海道漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定めた。

令和2年12月1日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						備 考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格	
小型機船底びき網漁業 (手操第三種漁業)(ほっきがい、えぞばかがい又はさらがい)	日海共第19号共同漁業権漁場区域	毎年、4月1日から5月31日まで及び9月1日から翌年3月31日までの間とする。 ただし、上記漁業時期のうち、行使承認証に記載された操業期間とする。	－ (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:14隻)	5トン未満	ア 北海道日高振興局管内に住所を有する者であること。 イ 操業区域内に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者であること。	
同上	日海共第17号共同漁業権漁場区域	同上	－ (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:6隻)	同上	同上	
同上	日海共第15号共同漁業権漁場区域	同上	－ (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:27隻)	同上	同上	
同上	日海共第11号共同漁業権漁場区域	同上	－ (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:3隻)	同上	同上	
同上	日海共第9号共同漁業権漁場区域	同上	－ (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:7隻)	同上	同上	
同上	日海共第7号共同漁業権漁場区域	同上	－ (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:8隻)	同上	同上	
同上	日海共第5号共同漁業権漁場区域	同上	－ (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:12隻)	同上	同上	
同上	日海共第3号共同漁業権漁場区域	同上	－ (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:13隻)	同上	同上	
同上	日海共第1号共同漁業権漁場区域	同上	－ (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:9隻)	同上	同上	